

指定障害サービス事業所（短期入所） 重要事項説明書

あなたに対する短期入所支援サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令

に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 まほろば
所在地	堺市南区御池台一丁26番1号
電話番号	072-297-5108
代表者氏名	理事長 井出 みち子
設立年月	昭和55年3月31日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害サービス事業所（短期入所）
事業所の名称 (事業所番号)	パル・茅渟の里 (2716400268)
事業所の所在地	堺市南区釜室995番地1
連絡先	電話番号 072-290-6880 ファックス 072-290-6881
管理者	よしだ こうじ 吉田 浩司

サービスの実施地域	堺市全域及びその隣接自治体
主たる対象者	知的障がい者
定員	10名
開設年月日	平成18年10月1日
事業所が併設している施設	指定障害者支援施設 パル・茅渚の里 (堺市指定 2716400417)

3. サービスの目的・運営方針

目的	18歳以上の障がい者が、家庭において一時的に介護が困難になった場合、または生活訓練等の指導が必要となった場合に、短期間施設に事業所を利用することで、必要な支援を提供する。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな短期入所支援サービスの提供。
営業日	年中無休
受付時間	月曜～金曜 9時～17時（祝祭日及び12月30日～1月3日を除く）
サービス提供時間	終日

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	こう ぞう 構造	てつきんこんくりーとづくり 3がいでて 鉄筋コンクリート造 3階建 (ないかけんちくぶつ ないしんこうぞう) (耐火建築物) (耐震構造)
	しきちめんせき 敷地面積	1, 869 ^{m²}
	のべゆかめんせき 延べ床面積	1, 622. 94 ^{m²}

(2) 主な設備

	へやかず 部屋数	び こう 備考
しょくどう 食堂	1 ^{しつ} 室	
さぎょうしつ 作業室	1 ^{しつ} 室	
そうだんしつ 相談室	1 ^{しつ} 室	
せんめんせつび 洗面設備	3 ^{かしよ} カ所	
べん しょ 便 所	5 ^{かしよ} カ所	
よくしつ 浴室	3 ^{かしよ} カ所	
いむしつ 医務室	1 ^{しつ} 室	
せいようしつ 静養室	1 ^{しつ} 室	
じむじょ 事務所	1 ^{しつ} 室	
かいぎしつ 会議室	1 ^{しつ} 室	

とうじぎょうしよ こうせいろうどうしやう さだめるしていきじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を

せっち
設置しています。

(3) 居室の概要

居室の種類・設備	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	1室 9.975 ² ㎡ 収納 1.2 ² ㎡ ベッド・エアコン・床暖房

利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により

事業所でその可否を決定します。また利用者の心身の状況により居室を

変更する場合があります。その際には、利用者・家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって

以下の点にご注意ください。

- ① 利用者は、集団生活の基本的なルールを遵守し、みだりに他の人のプライバシーを侵害しない。
- ② 利用者は、施設の備品や器具什器を大切に扱う。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算数	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				

医師	1				1	0.3	
看護師	1		1			1	
生活支援員	28		21		7	24.6	
栄養士	1		1			1	
調理員	8		5		3	3.9	
事務員	2		2			1.2	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉

サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
医師	正規の勤務時間帯（月に2回のAM勤務）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（シフト表による）
栄養士	正規の勤務時間帯（シフト表による）
調理員	正規の勤務時間帯（シフト表による）
事務員	正規の勤務時間帯 8：00～17：00 ・ 9：00～18：00

6. サービス提供の内容

当事業所が提供するサービスについて下記があります。

(1) 介護給付の対象となるサービス

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス

(介護給付費の対象外のサービス)

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談および 援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況 等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
社会的活動 の支援	・地域において自立した生活をおくるための食事や家事等の 日常生活能力等を向上するための訓練を行います。 (日常生活訓練・社会適応訓練等)
排泄	適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援 を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・ 更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ① 入浴 週6回(但し、必要に応じて適切に対応します。) ② 起床・入床 起床時間(6:00から7:00) 入床時間(21:00から22:00)

	<p>ほんにん い し そんちよう ご本人の意思を尊重します。</p> <p>③ ちゃくだつい ひつよう おうじてかいじよ かくにん 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。</p> <p>④ せいよう まいしょくご はみがきえんじよ かいじよ かくにん せんめん えんじよ かいじよ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、 かくにんなどこせい そんちよう てきせつ せいよう えんじよ 確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。</p> <p>せいかつ り ず む ととのえる しえん 生活のリズムを整えるような支援をします。</p>
そうげい 送迎	<p>げんそく ごかぞく そうげい おねがい 原則としてご家族による送迎をお願いします。</p> <p>りようしゃ や む を え な い じじよう ごじたく じぎょうしょかん そうげい 利用者のやむを得ない事情により、ご自宅と事業所間の送迎を おこないます つうじよう じぎょうじっしちいきがい ごりようおよび 行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用及び しゆくはく ともしなわないうりよう ぼあい こうつうひじつびごふたん 宿泊を伴わないご利用の場合は、交通費実費ご負担いただき ます。</p>

(2) かいごきゅうふひたいしょうがいさーびす ないよう
介護給付費対象外サービスの内容

きーびす しゆか サービスの種類	きーびす ないよう サービスの内容	きん がく 金額
しょくじ 食事	しょくじ ていきよう 食事の提供をします。	ちようしょく えん 朝食 370円
きーびす サービス	しょくじじかん 食事時間	ちゆうしょく えん 昼食 600円
	ちゆうしょく 昼食 12:00	ゆうしょく えん 夕食 600円
	ゆうしょく 夕食 17:30	しょくじていきよう ※食事提供
		たいせいかさん 体制加算
	えいよう りようしゃ しんたいじようきよう しこう はいりよ 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、	たいしょう 対象の
	ばらえていーとんだてづくり しょくじ ていきよう バラエティーに富んだ手作りの食事を提供し	ぼあい しょく 場合、食
	ます。	ざいりようひ 材料費のみ

		<p>ふたんの負担となり、</p> <p>あさ200円 朝200円</p> <p>ひる330円 昼330円</p> <p>ゆう330円 夕330円</p> <p>となります。</p>
<p>にちじょうせいかつ 日常生活</p> <p>じょうひつよう 上必要となる</p> <p>しよけいひ 諸経費</p>	<p>りようしゃ にちじょう せいかつひん こうにゆう だいきん など にちじょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活</p> <p>せいかつ ようするひよう ふたん いただく てきとう 生活に要する費用で、負担して頂くことが適当</p> <p>かかわるひよう であるものに関わる費用をいただきます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>そのた その他</p>	<p>きーび すていきょうきらくなど ふくしゃだい しょうめいしよしよしよるい ・サービス提供記録等の複写代、証明書諸書類</p> <p>はっこうだい とくべつ きーび すていきょう の発行代など特別なサービス提供とこれに</p> <p>ともなうひよう 伴う費用。</p> <p>そのた ・その他</p>	<p>じっぴ 実費</p>

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、介護給付費が支給されます。

事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接代理受領する場合、利用者

には、利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事

業者にお支払いいただきます。

※介護給付費対象サービス全体の利用者負担額は、市町村が上限を定めて

います。そのため、これらのサービスの利用状況により当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 介護給付費対象外サービスの内容」

の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の中止・変更・追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービス内容で定めたサービスの

利用を中止、または変更もしくは新しいサービスの利用を追加することが

できます。この場合にはサービスの実施日の前々日午後5時までに事業者

にお申し出ください。

利用の中止につきましては、利用予定日の前々日午後5時までに申し出

のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合が

あります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りで

はありません。

<p>利用予定日の前々日午後5時までの取り消し</p>	<p>無料</p>
<p>上記時間以降の取り消し</p>	<p>日帰り：予約食数食材費 宿泊：1日分食材費</p>

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、

3ヶ月以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(支払方法)

- ・ 自動口座引き落としをお願いいたします。
- ・ ご利用できる金融機関：特に指定はありません。
- ・ 手数料はかかりません
- ・ 事情により引き落としされなかった場合、再度の引き落としはできませんので、以下の指定口座への振込みか、現金でのお支払いをお願いいたします。

振り込先

口座名義	社会福祉法人 まほろば パル・茅渟の里
	理事長 井出 みち子
フリガナ	フクノパルチヌノサト リヂョウ イデミチコ
金融機関名	りそな銀行 泉北支店
預金種別	ふつうよきん 普通預金
口座番号	0268911

(5) 料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない

じゆう ばあい そうとう がく へんこう ばあいじぜん
事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に

へんこう ないよう へんこう じゆう へんこう おこなう 2 かげつまえ ごせつめい
変更の内容と変更の事由について、変更を行う2か月前までにご説明し
ます。

8. ご利用時の手続き

(1) 必要な書類など

① 療育手帳の写し

② 障害福祉サービス受給者証及び別冊

③ 医療保険被保険者証

④ 障がい者医療証

(2) その他お持ちいただくもの

① 印鑑1本

② 衣類・生活用品

③ 服用している薬

※服用1回分ごとに小分けし、名前・日付・飲む時間（朝・昼・夜・食前・

食後・就寝前）を記入し、ひとまとめにして袋などに入れてください。

予備の薬を必ず持ってきてください。その際予備と記入しておいてくだ
さい。

④ 本人の嗜好品（危険物については持ち込みをお断りすることがあります）

9. サービスが提供できない場合

(1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合

(2) 施設として適切な短期入所支援サービスを提供することが困難な場合（契約書参照）。

10. 契約解消の手続き

(1) 利用者のご都合で契約を解消される場合

いつでも申し出により契約を解消できます。ただし、身元引受人の確認をさせていただきます（契約書参照）。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を解消いたします。

イ. 利用者がお亡くなりになった場合

ロ. やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

11. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の

事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて

情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報

使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約

の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

※複写の際の費用は実費いただきます。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を

おこないます。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者

の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

1 2. 緊急時(事故発生時)の対応

利用者の病状急変等の緊急時、その他必要な場合には、速やかに近隣医療

機関または利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

また、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が

指定する者に速やかに連絡します。

1 3. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 【苦情解決の体制及び手順】

利用者及びその家族は、事業所が提供したサービスに関して苦情がある

場合は、いつでも下記に記載されている苦情相談担当窓口及び運営適正化

委員会等に苦情を申し立てる事ができます。

事業者は苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その

結果、改善の必要性の有無およびその方法について、利用者または家族に

文書で報告します。

事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由

として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

ようぼう くじょうなどもうしたてさき
要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしよ 当事業所</p> <p>ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<p>まどぐちたんとうしや よしだ こうじ ・ 窓口担当者：吉田 浩司</p> <p>ごりようじかん ・ ご利用時間 9：00～17：00</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号 072-290-6880</p> <p>ふあつくす FAX 072-290-6881</p> <p>たんとうしや ふざい ぼあい じぎょうしよじむじよ おもうしで ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出 ください。</p>
<p>くじょうしよりにんかい 苦情処理委員会</p> <p>だいきんしゃがいん 第三者委員</p>	<p>えびすたに えつこ みいけだいこうくれんごうじちかいがいちよう 戎谷 悦子 御池台校区連合自治会会長</p> <p>にしの いくよ にわだにこうくみんせいじどういん 西野 幾代 上神谷校区民生児童委員</p>
<p>さかいしやくしよ 堺市役所</p> <p>しょうがいふくしか 障害福祉課</p> <p>およびかくく および各区</p> <p>ちいきふくしか 地域福祉課</p>	<p>さかいしやくしよ しょうがいふくしか 堺市役所 障害福祉課</p> <p>しよざいち さかいくみなみかわらまち3-1 ・ 所在地：堺区南瓦町3-1</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-228-7818</p> <p>さかいくちいきふくしか 堺区地域福祉課</p> <p>しよざいち さかいくみなみかわらまち3-1 ・ 所在地：堺区南瓦町3-1</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-228-7477</p> <p>なかくちいきふくしか 中区地域福祉課</p> <p>しよざいち なかくふかいさわまち2470-7 ・ 所在地：中区深井沢町2470-7</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-270-8195</p> <p>ひがしくちいきふくしか 東区地域福祉課</p> <p>しよざいち ひがしくひきしょうはらでらまち195-1 ・ 所在地：東区日置荘原寺町195-1</p>

	<p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-287-8112</p> <p>にしくちいきふくしか 西区地域福祉課</p> <p>しよざいち にしくおおとりひがしまち6-600 ・ 所在地：西区鳳東町6-600</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-275-1918</p> <p>みなみくちいきふくしか 南区地域福祉課</p> <p>しよざいち みなみくももやまだい1-1-1 ・ 所在地：南区桃山台1-1-1</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-290-1812</p> <p>きたくちいきふくしか 北区地域福祉課</p> <p>しよざいち きたくしんかなおちよう5-1-4 ・ 所在地：北区新金岡町5-1-4</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-258-6771</p> <p>みはらくちいきふくしか 美原区地域福祉課</p> <p>しよざいち みはらくくろやま167-1 ・ 所在地：美原区黒山167-1</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号：072-363-9316</p>
<p>おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 (運営適正化委員会)</p>	<p>しよざいち おおさかしちゆうおうくたにまち 所在地：大阪府中央区谷町7-4-15</p> <p>でんわばんごう 電話番号：06-6191-3130</p> <p>FAX：06-6191-5660</p>

(2) 【虐待防止の為の措置】

じぎょうしゃ りようしゃ しんたいでき せいしんできくつうなど ぎやくたい ぼうし せきにんしゃ
事業者は、利用者に身体的・精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者

せつち さーびす すていきょうたんとうしゃ ぎやくたいぼうしけいはつ ていきてきけんしゅう
を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を

じっし
実施します。

ぎやくたいぼうし かんする そうだんまどぐち
虐待防止に関する相談窓口

<p>ぎやくたいぼうし かんする 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>まどぐちたんとうしゃ よしだ こうじ ・ 窓口担当者： 吉田 浩司</p> <p>ごりようじかん ・ ご利用時間 9：00～17：00</p> <p>でんわばんごう ・ 電話番号 072-290-6880</p> <p>ふあつくす FAX 072-290-6881</p> <p>たんとうしゃ ふざい ぼあい じぎょうしょじむじよ おもうしで 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出くだ さい。</p>
--	--

ひじょうさいがいじ たいさく
14. 非常災害時の対策

<p>ひじょうじ たいおう 非常時の対応</p>	<p>べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。</p>
<p>防災設備</p>	<p>じどうかさいほうちき ゆう ゆう しるべ ひ ゆう ・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有</p> <p>がすもれほうちき ゆう ひじょうつうほうそうち ゆう ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常通報装置 有</p> <p>ひじょうようでんげん ゆう すぶりんくらー ゆう ・ 非常用電源 有 ・ スプリンクラー 有</p> <p>かんないしょうかせん ゆう ・ 館内消火栓 有</p> <p>か てんなど ぼうえんせいのもん しょう ・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</p> <p>しんさい そなえて びちく しょくりょう いんりょうすい3にちぶん ・ 震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分）</p> <p>そのた けいたいらじお ろーぷ かいちゅうでんとうなど （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</p>
<p>へいじ くんれん 平時の訓練</p>	<p>べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ のつとり ねん2かい しょうぼうしょ ・ 別途に定める、消防計画書に則り、年2回（消防署 たちあい ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ ほう さんか 立会い）、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して</p>

	<p>じっし 実施します。</p>
<p>しょうぼうけいかく 消 防 計 画</p>	<p>しょうぼうしょ とどけでび へいせい10ねん10がつ30にち 消 防 署 へ の 届 出 日 : 平 成 1 0 年 1 0 月 3 0 日</p> <p>ぼうきかんりしや いけだ じゅん 防 火 管 理 者 : 池 田 淳</p>
<p>ほけんかenyū 保 險 加 入</p>	<p>じこ さいがい そなえて せんがいばいしょうほけん かにゆう 事 故 ・ 災 害 に 備 え て 、 損 害 賠 償 保 險 に 加 入 し て い ま す。</p> <p>かにゆう ほけんかいしやめい みつすみともかいじょう か さい ほけんかぶしきかいしや 加 入 保 險 会 社 名 : 三 井 住 友 海 上 火 災 保 險 株 式 会 社</p> <p>かにゆうほけんないよう しせつばいしょうほけん こじんばいしょうほけん 加 入 保 險 内 容 : 施 設 賠 償 保 險 ・ 個 人 賠 償 保 險</p>

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>とうじぎょうしょ せつび きぐ ほんらい ようほう 当事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって ごりよう はんした ごりよう はそん ご利用ください。これに反したご利用により破損が しょうじたばあい ばいしょう 生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ぜんしつきんえん していきつえんばしょ 全室禁煙です。指定喫煙場所あり。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきま す。自己管理のできない利用者につきましては希望に よりじぎょうしょ かんり いた より事業所にて管理を致します。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動、営利活動</p>	<p>りようしゃ しそく しんこう じゆう た りようしゃ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者 たいすのしゅうきょうかつどう せいじかつどうおよびえいりかつどう ごえんりよ に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮く ださい。</p>

ねん がつ にち
年 月 日

たんきにゆうしよしえんじぎょうしょ ぼる ちぬ さと ていきょうおよびりょう かいし さいし ほんしよめん
短期入所支援事業所 パル・茅渟の里の提供及び利用の開始に際し、本書面

もとづきじゅうようじこう せつめい おこないました
に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい しゃかいふくしほうじん ぼる ちぬ さと
事業所名：社会福祉法人 まほろば パル・茅渟の里

せつめいしゃしよくめい しせつかんりしゃ
説明者職名： 施設管理者

しめい よしだ こうじ
氏名： 吉田 浩司 印

わたし ほんしよめん もとづいて じぎょうしゃ たんきにゆうしよしえんじぎょうしょ ぼる ちぬ さと
私は、本書面に基ついて事業者から短期入所支援事業所パル・茅渟の里の

ていきょうおよびりょう じゅうようじこう せつめい うけ どうい
提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

りょうしゃ じゅうしょ
利用者 住所：

しめい いん
氏名： 印

だいにん じゅうしょ
代理人 住所：

しめい いん
氏名： 印

ぞくがら
続柄：